

(獣医師会の関わり)

学校における動物飼育を人と動物の双方にとって楽しい体験とし、子ども達に生物に対する興味を育むとともに命の大切さを実感させ、責任感、社会性、協調性、優しさ、思いやり、忍耐力、探究心などの良い影響を与えたいため、昭和 50 年代から各地の動物病院が自然発生的に自分たちの子どもが通う近隣の小学校において飼育動物の診療や飼育指導などで学校を支援するようになっていた。

平成に入り、各地で自治体が地域獣医師会と連携して学校動物の治療の手当てなどを始めていたが、生活科開始の前年の平成 3 年に、当時の保谷市が飼育指導も明記した「学校飼育動物の治療および指導に関する委託契約」を獣医師会と締結して飼育支援事業を始めた。

平成 5 年には、学校の動物飼育を支援している獣医師会は、東京都の小平市、保谷市、東久留米市、練馬区、世田谷区、埼玉 3 県所沢市、神奈川県相模原市の 7 事例しかなかった。

平成 10 年には群馬県獣医師会が、初めて県行政と協力して、学校の動物飼育支援事業を始めた。同年、小動物対象の動物病院長からなる日本小動物獣医師会が文科省に現状と獣医師会の動きを報告し課題解決への提言を行い、同省の生活科および特別活動の指導官とともに全国の教育関係者並びに獣医師会と市民に向けて講演活動を開始した。同年、文科省の委嘱を受けた日本初等理科教育研究会は、日本獣医師会の専門家を迎えて、飼育の手引き「学校における望ましい動物飼育の在り方」原稿を作成した。

平成 11 年、文部省は学習指導要領の解説書生活科編に学校における動物飼育について「飼育に際しては獣医師等の指導のもとに・・・」と明記し、日本獣医師会は、「学校飼育動物の診療ハンドブック」を作成し会員に配布した。

平成 13 年、人と動物の相互作用関係団体の国際組織 (International Organization of Human-Animal Interaction Organization: IAHAIO) はリオ大会にて宣言において次のように宣言した。

『近年、伴侶動物とのふれあいが、子どもや思春期の若者に良い影響を与えるという確実な証拠が集まっていることから、子どもに対して、適切で安全な伴侶動物に対する接し方や、各種の伴侶動物の正しい取り扱いの方法を教えることが重要となっている。また、学校教育に伴侶動物を活用することにより、子どもの道徳的、精神的、人格的な成長が促され、学校というコミュニティーによい効果をもたらし、多くの科目の学習効果が向上する。』

さらに、IAHAIO は学校における動物介在教育に関する基本指針を採択し、教室での動物との触れあいの方法、教育に利用する動物の条件、子供の安全、健康、感情の尊重、動物の安全と福祉などについて述べた。

平成 14 年、環境省は「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の告示において、学校等での飼育は獣医師等の指導の下に行うことを明記した。

平成 15 年、文部科学省は飼育の手引「学校における望ましい動物飼育のあり方」を全国の教育委員会・教育施設と獣医師会と所属の動物診療施設開業獣医師に送付した。この本は、平成 18 年の改定を経て、現在文部科学省の HP に掲載されている。

平成 15 年、日本学術会議が前年に行った科学教育研連と獣医学研連合同の勉強会・シンポジウムを経て「学校における動物飼育に関する提言」を行った。

同年、日本獣医師会は学校飼育動物検討委員会を設置し、学校飼育動物支援活動に係る検討を始め、「学校飼育動物とは、学校飼育動物とは、小学校・幼稚園等の教育施設において、子ども達の教育に役立てる目的で飼育されている動物であり、愛玩動物とも家畜動物とも区別される。」とし、「学校飼育動物支援活動とは、傷病動物の手当を含めて、子どもへの動物の触れ合わせ方や飼育方法、衛生管理方法などへの助言・支援」を行う活動である。と定義した。

平成 16 年 1 月、鳥インフルエンザが流行し教育現場が混乱したため、無藤隆先生が教育関係者と獣医関係者からなる「全国学校飼育動物研究会」を提唱し、同年 7 月に研究会は設立され、学校における飼育活動の実践例と成果などの報告、発表活動を始めた。

平成 17 年、日本獣医師会は、学校飼育動物委員会報告「学校飼育動物活動の推進について」の内容を踏まえ、文部科学省、環境省、農林水産省等に学校獣医師制度の新設を含む学校飼育動物対応のあり方について要請を行った。

平成 19 年、日本獣医師会は、学校飼育動物委員会報告「子どもの心を育てる学校での動物飼育」を策定し、その中で、全国の地方獣医師会の 8 割が学校飼育動物活動を行っているが、行政として獣医師会と連携して学校を支援しているのは全国自治体の 2 割にすぎないことを示して、①学校獣医師制確立、②学校の教育課程における動物飼育の必要性の明確化、③教員養成過程、獣医師養成過程への学校飼育動物に係るカリキュラムの設置、④管理職を含めた教職員への学校教育における動物飼育の活用と適正な動物飼育に関する研修の実施を要請した。

平成 20 年、文科省は「新学習指導要領」の生活科に「動物の継続飼育」を、同解説書に「獣医師の支援」を明記した。また理科や総合的な学習、特別活動（委員会活動）などにおいても飼育活動を重要視し、これらを総合して道徳教育にも活用することとしている。

平成 20 年度、教育委員会あるいは獣医師会の主催の教員研修は、全国 32 都府県に広がっている。

平成 22 年、全国指導主事会議の生活科部会で、当面の課題 3 つの一つに飼育動物を取り上げ、文科省担当官は「我々が、飼育の意義やリスクに関する知識が乏しいのが問題である」と述べ、10 年近く獣医師と連携しており、動物飼育体験教育の研究校を指定しているさいたま市と北九州市の教育委員会の実践例を取り上げて、発表させた。

平成 23 年、継続飼育を明記した生活科編などの小学校学習指導要領完全実施。

同年、日本獣医師会は、全国に獣医師の支援体制が普及することを期して、ガイドラインとして「学校動物飼育支援活動の標準化のために」を全国 55 地方獣医師会に示した。同年、東京都教育委員会が、全国にさきがけ、動物飼育に関する子ども向け壁新聞をつくり、都内全校の生活科の教室に配布した。

同年、前年の全国指導主事の内容をうけて、生活科部会に全国の指導主事が実践例を持ち寄り発表する。